

平成 29 年 (2017 年) 7 月 31 日
第 5 回 総 会 決 定
最終改正 :
令和 4 年 (2022 年) 8 月 7 日
第 1 回 総 会 改 正

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ募金推進要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 (2025 年) の第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会 (以下「両大会」と総称する。) を滋賀県で開催するにあたり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集 (以下「募金」という。) について、必要な事項を定める。

(推進)

第 2 条 募金は、わた SHIGA 国スポ・障スポ実行委員会 (以下「実行委員会」という。) が推進する。

- 2 実行委員会の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。
- 3 実行委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。
- 4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

(名称等)

第 3 条 募金は、「わた SHIGA 国スポ・障スポ募金」という名称を用いて行うものとする。

- 2 募金は、前項の名称のほか、必要に応じ愛称を用いて行うことができる。

(対象)

第 4 条 募金は、滋賀県内外の個人および企業・団体を対象として行うものとする。

(期間)

第 5 条 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 7 条第 1 号に掲げる経費のための募金 令和 4 年 8 月 7 日から両大会最終日まで
- (2) 第 7 条第 2 号に掲げる経費のための募金 平成 29 年 7 月 31 日から両大会最終日まで
- (3) 第 7 条第 3 号および第 4 号に掲げる経費のための募金 平成 27 年 8 月 31 日から実行委員会の総会の議決により定める日まで

(受入れ)

第 6 条 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積立てるものとする。

(使途)

第7条 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 両大会運営に要する経費
- (2) 両大会の広報に要する経費
- (3) 両大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費
- (4) 両大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費

(謝意表明)

第8条 寄附者に対しては、実行委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、実行委員会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月7日から施行する。